

契約した時点でお客様が飼い主になります。

お引き渡し後数日は体調崩しやすいので、下痢、食欲不振など、気をつけてみていただき、様子がおかしいと思った時は必ず迅速に獣医での診察を受けてください。

●保証内容●

●子猫ご購入日（お引渡し日を1日めとさせていただきます）から30日間を生命保障期間とし30日以内に先天性疾患が見つかり、日常生活に支障をきたす、もしくは死亡した場合には生体販売価格の100%を返金いたします

【全額返還時、相談の上子猫の引き取りも可能です】

代猫などの対応はしておりませんが、ご希望あればご相談ください

●猫に多いとされているFIPの保障に関しては先住猫がご契約の子猫を含む3頭以下の場合のみの対応とさせていただきます

診断方法についてこちらの指定する方法での診断をしていただける場合に限ります

お渡し日から、14日以内にFIPを発症した場合は生体代金の全額を返金させていただきます

●別途、診察にかかった費用及び治療費、販売時に受けたワクチン代は一切お支払いできません。生体販売価格を返還上限金額とします。

販売者は保障終了後も一ヶ月間、保証に関する調査権を有し、販売者から提出物などの指示があった場合従うこと。

不正請求の事実が判明した時はその調査・回収のために要した経費を飼育者に対し請求できるものとします。

保証請求される場合、発症が判明した1日以内に販売者への連絡、獣医師の診断書が必要になります。

必ず契約した猫だとわかる内容が記載された診断書に限ります。

内容によっては写真が必要な場合もあります。

生命保証に関して、以下の場合は除外されます。

- 飼育者の重大な過失、故意に基づく死亡
- 伝染病予防ワクチンの接種を受けず、そのための死亡
- 原因不明の場合
- 獣医師の治療を受けなかった場合の死亡
- 発症から2日以上経過していたり診断書がない場合
- 事故による死亡、逃亡、及び盗難。
- 保証請求に関して虚偽の申告があった場合
- 第三者に譲渡されていた場合、契約者以外の住所で飼育していた場合
- 成長過程によっておこりうる体型、体質、骨格の変化（噛み合わせ、片睾丸、泉門など）
- 動物取扱業者の場合

この内容に関して無断転載、コピー禁止します